

実習受付要領

(総則)

第1条 この要領は、宮島水族館が社会教育普及活動の一環として実施している飼育及び社会教育関係の実習（インターンシップ・博物館実習等）の受付について必要な事項を定めるものとする。

(受付対象とする団体)

第2条 実習の依頼を受付ける団体については、次のとおりとする。

- (1) 小学校
- (2) 中学校
- (3) 高等学校
- (4) 専門学校等（科学系に限る）
- (5) 短大・大学等（科学系に限る）

(受付方法)

第3条 実習の受付は次のとおり実施する。

- (1) 各団体の代表者名で、宮島水族館長宛に所定の「実習実施依頼書」を提出する。提出方法は、郵送とする。水族館が依頼書の内容をもとに受付の可否について審査し、受付可能であれば、後日水族館から「実習実施承諾書」を送付し、受付完了とする。
- (2) 実習実施依頼書は、実施希望日の30日前までに提出することとする。
- (3) 1日の実習受付可能人数は、基本2名・最大4名とする。実施希望日に、すでに他の実習を受付けていた場合や依頼書の審査結果によっては、受付不可の場合や実施日の変更を求める場合がある。
- (4) 実施時間については、8:30～17:00とする。この範囲での実習時間短縮に関しては、相談に応じる。
- (5) 都合により、実習の実施を急遽中止する場合がある。

(申請書類)

第4条 実習の実施依頼における申請書類は次のとおりとする。

- (1) 実習実施依頼書（必須）
- (2) 誓約書（必須）
- (3) 履歴書（専門学校・短大・大学等は必須）

(その他)

第5条 その他の事項については次のとおりとする。

- (1) 実習実施依頼書には、団体代表者の押印を必要とする。
- (2) 誓約書には、実習生本人及び実習生が未成年の場合には保護者の押印を必要とする。
- (3) 依頼書を提出する前に必ず電話で問い合わせを行うこととする。
- (4) 連絡先：宮島水族館 社会教育担当 電話 0829-44-2010

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。